

熊谷市卓球連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は、熊谷市卓球連盟と称す。(以下「本連盟」という)

第2条 本連盟は、事務所を理事長宅に置く。

第3条 本連盟は、熊谷市の卓球会を代表して、埼玉県卓球協会、(公財)熊谷市スポーツ協会の参加として、両協会に対し、交渉権を有する唯一のアマチュアスポーツ団体である。

第2章 目的及び事業

第4条 本連盟は、普及発達を促進し、地域社会の福利増進とスポーツの振興に寄与し、会員相互の親睦を図り、明朗健全なる心身の育成を目的とする。

第5条 本連盟は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 各種大会の開催
2. 講習会・研修会の開催
3. 交流試合等の開催
4. その他連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組 織 (会 員)

第6条 本連盟は、熊谷市に在住・在勤又は在学し、本連盟の趣旨に賛同する卓球愛好者(個人・団体)をもって組織する。

ただし、県協会登録のため、隣接する市町在住の加盟者を特別会員とする。

第4章 役 員 会 議

第7条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 理事 若干名
6. 幹 事 若干名
7. 監 事 2名

第8条 理事会は第7条の役員を以て組織する。

第9条 理事会は毎年1回以上、必要に応じて会長が招集して開催する。
会議における議長は会長があたる。

第10条 会長・副会長は理事会で選出する。会長は本連盟を代表し会議を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第11条 理事長・副理事長は理事の互選により選出し会長が委嘱する。理事長は会務及び会計を統括掌理する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第12条 理事は会員の中より理事会において選出し会長が委嘱する。理事は会員の代表として、理事長の指示に従い会務を分掌する。

第13条 幹事は理事に準じ団体加盟の中より理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第14条 監事は理事会において選出し会長が委嘱する。監事は本会の財務を監査する。

第15条 本連盟に、名誉会長1名、顧問及び参与を若干名置くことが出来る。

第16条 名誉会長・顧問は本会に功労があった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
参与は、本会を後援するため、会長、副会長、理事長経験者、またはそれに準ずるものの中から理事会の推薦を得て会長が委嘱する。

第17条 理事会の議事は役員の過半数の出席をもって成立するものとする。
ただし、委任状をもって出席者とすることができる。